

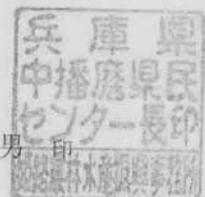
中播（姫農）第1927号

平成26年 9月 9日

申請者住所 兵庫県姫路市東雲町5丁目13-1

氏 名 夢前興産株式会社 代表取締役 小河 興児 様

兵庫県中播磨県民センター長 北川 稔男印



林地開発許可申請書の再補正について

平成24年4月19日に提出の林地開発許可申請書に関する補正回答書（平成26年8月29日付け）について、回答内容に関する追加説明の必要が認められるため、下記により再度補正を求める。

なお、特段の理由もなく、期限までに補正がなかった場合には、前回の補正回答がなされなかつたものとみなします。

記

開発行為に係る森林の所在場所	姫路市夢前町（大字）前之庄 字 荒神山30番地30 ほか 2 字ほか 55 筆
開発行為の目的及び事業の名称	産業廃棄物最終処分場の建設
補正を求める内容	<p>① 回答書、下記記述12~13行目「5自治会の各2名が世話係をしていて、組合や団体のようなものが存在しないことがわかった」の各2名が誰で、取水堰の管理組合や団体が存在しないと判断した根拠を添付すること。 (なお、取水堰に管理組合が存在する旨の陳情が寄せられています。)</p> <p>② 様式8号は、「水利権、漁業権を有する者の同意の取得状況（注：要綱別紙10）」を記載するもので、その同意の状況が確認できる資料を添付すること。 (なお、夢前川漁業協同組合から、「組合として事業実施を理解した事実・記録は、何時の時点においても存在しない」と意見が寄せられています。)</p> <p>③ 中島自治会への確認日・相手方等の議事録を添付するとともに共有名義の場合、名義人の権利承継人に所有権等が無いことを確認すること。</p>
補正の期限	平成26年10月15日（水）

平成 26 年 9 月 9 日中播（姫農）第 1927 号についての補正について

平成 26 年 10 月 14 日

兵庫県中播磨

県民センター長 北川 稔男 殿

兵庫県姫路市東雲町 5 丁目 13-1

夢前興産株式会社

代表取締役 小河 興児

資料を添付して、下記のおとり回答及び補正の説明を致します。

①について

1、添付資料①にありますように、本件事業について平成 19 年初頭より地元の説明会を開始しました。平成 19 年 2 月 24 日の地元説明会では、[REDACTED]

[REDACTED] が取水堰の組合長として、その他数名が水利関係者として説明会に参加していただいております。（添付資料②参照）その後、説明会の回数を重ねるうちに前回記載しまった通り取水堰に組合は存在しないという地元の方々からの主張がありました。その後の平成 20 年 10 月 19 日の説明会にも [REDACTED] 参加して頂きましたが、当初の肩書とは違い水利関係者として参加して頂いています。（添付資料④参照）又、その説明会には [REDACTED] をはじめ数名の水利関係者に参加していただき、それらの方々から事業者に対して質問書が提出されていますが、その提出者は、組合ではなく穴渕井堰代表者会となっています。（添付資料③参照）

これらの事や、地元の方々との書類のやり取りや説明会等でも穴渕井堰代表者会という名称を双方が何の違和感もなく使用していたことから、組合は存在しないものだと認識していました。（水利関係者については、添付資料の各説明会の出席者名簿に記載）

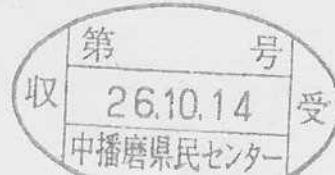
②について

1、1 列目の [REDACTED] 自治会については、穴渕井堰から一番近距離にあり、井堰から用水利用されている自治会です。

[REDACTED] 自治会とは添付資料⑤の意見書にもありますように、幾度となく説明会を開催し、事業の詳細な説明、自治会からの意見に対する回答や協議を重ね信頼関係を構築し、防災や水害に関する事項についてもご理解いただき平成 21 年 11 月 24 日に協定書（添付資料⑥参照）を締結させていただき開発行為を含め事業にご理解を頂いていると理解し、協定書締結日を記載しています。

2、2 列目の [REDACTED] 自治会については、穴物井堰から二番目の近距離にあり、井堰から用水利用されている自治会です。

[REDACTED] 自治会とは添付資料⑦の意見書にもありますように、幾度となく説明会を開催し、事業の詳細な説明、自治会の意見や質問に対する回答や協議を重ね、信頼関係を構築し、防災や水害に関する事項についてもご理解いただき平成 22 年 1 月 2



4日に協定書（添付資料⑧）を締結させていただき、開発行為を含め事業にご理解を頂けていると理解し、協定書締結日を記載しています。

- 3、3列目の夢前川漁業協同組合につきましては、平成22年4月27日に調査を行い、鮎を放流してその鮎を収穫する権利を販売することを主な生業とされていることがわかりました。

同年4月30日に組合事務所に訪問して、[REDACTED]に資料を提示して事業の説明をしました。

[REDACTED]の協力により、平成22年6月19日に中島公民館において、[REDACTED]をはじめ6名の役員の方々に出席していただき事業に関する説明会を開催いたしました。

組合側からは、交通安全面や水質の検査等に関する質問がありましたが、適切に対応させていただき、最終的には、「水質検査に関しては、法律の基準もあるのでしょうかとくに入念に行っていただき自然環境に十分配慮し事業を行うようお願いします。」との意見を頂き、事業に関してご理解を得ました。

その日の説明会の内容を「協議記録簿」（申請書様式8号添付）として、記録して平成22年6月23日に[REDACTED]手渡しました。[REDACTED]「協議記録簿」を説明会参加者に確認をしたうえで、6日後の同年同月29日に記名押印されています。その協議記録簿に組合長が記名押印された日の平成22年6月29日を記載しています。

前述の事実経過により、弊社としましては夢前川漁業協同組合にご理解を頂いていると解釈しています。

③について

様式3号記載の土地（3664-8）については、[REDACTED]自治会長、歴代自治会長はじめ多くの[REDACTED]自治会の方々の証言を基に[REDACTED]自治会の所有であると判断したため、判断日の特定は困難であります。また、その当時登記名義人は既に存命でなく確認も困難で多くの自治会の方々の証言もあり、登記名義人やその特定承継人への確認はしていません。

この度の補正指導にも登記名義人や特定承継人への確認するよう指導がありますが、本件土地については、現時点で[REDACTED]自治会と登記名義人又は特定承継人の一部の方が所有権を主張されている以上、弊社が登記名義人又は特定承継人の方に確認することにより、自治会とその人との紛争を誘発することになりかねません。

弊社としましては、弊社の事業により地元住民の方々の間に紛争を起こすことは避けたいと考えています。

従いまして、様式3号記載の3664番地8の土地を開発区域外とするよう図面を変更して後日訂正致します。

以下余白